

29土第795号  
平成30年3月26日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

「簡易型総合評価落札方式における留意事項」の改正について

このことについて、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用することとしましたので、貴職におかれましては、通知の趣旨を御理解のうえ、貴会員（組合員）に対して周知をお願いいたします。

記

○主な改正内容

- (1) 冬期路面对策を含む年間維持工事の契約実績又は出勤実績の評価（工種が舗装の場合）  
「冬期路面对策工事の契約実績」の評価対象として、冬期路面对策工事として発注した工事の契約実績に加え、冬期路面对策を含む年間維持工事（発注者都合により、やむを得ず年間維持工事の一部として冬期路面对策を含めた工事で冬期路面对策の出勤実績があるもの。）にあっても、冬期路面对策工事の実績として認める。
- (2) その他  
「継続学習（CPD）の取組み」の評価項目に係る評価対象の補足を追記。

(問い合わせ先)  
土木部土木管理局土木管理課契約係  
菅、木戸岡、峯松、西谷  
TEL：089-912-2643（係直通）

新	旧																																										
<p>(平成30年4月～)</p> <p>簡易型総合評価落札方式における留意事項</p> <p>冒頭省略</p> <p>I～III 省略</p> <p>IV 評価項目の評価</p> <p>1 省略</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 配置予定技術者の評価 (施工計画型、実績確認型、簡易実績型)</p> <p>①～②省略</p> <p>③継続学習 (CPD) の取組み (5点)</p> <table border="1" data-bbox="694 974 925 1299"> <thead> <tr> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CPDの取得単位数</td> <td>50ユニット以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40ユニット以上50ユニット未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30ユニット以上40ユニット未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20ユニット以上30ユニット未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ユニット以上20ユニット未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ユニット未満</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・この評価項目では、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のいずれかが発行する継続学習制度 (CPD) に係る証明書により確認できる取得単位数のみ評価の対象とします。ただし、証明書は、証明日が開札日から起算して過去1年以内のものに限ります。</p> <p>・証明書の証明日から起算して過去5年間に取得した単位の累計を評価します。</p> <p>・現在は、上記以外の団体による証明書は評価対象としていませんが、他の団体の講習会でもCPD単位の相互承認により単位数に認められる場合があります。詳しくは、上記団体のHPP等でご確認ください。</p> <p>④省略</p> <p>(4)省略</p> <p>(5) 地域貢献度の評価 (施工計画型、実績確認型、簡易実績型 (ただし、年間維持・冬期路面対策工事の契約実績を除く))</p> <p>①～②省略</p> <p>[工種が舗装の場合]</p>	評価内容	評価基準	配点	CPDの取得単位数	50ユニット以上	5		40ユニット以上50ユニット未満	4		30ユニット以上40ユニット未満	3		20ユニット以上30ユニット未満	2		10ユニット以上20ユニット未満	1		10ユニット未満	0	<p>(平成29年度版)</p> <p>簡易型総合評価落札方式における留意事項</p> <p>冒頭省略</p> <p>I～II 省略</p> <p>IV 評価項目の評価</p> <p>1 省略</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 配置予定技術者の評価 (施工計画型、実績確認型、簡易実績型)</p> <p>①～②省略</p> <p>③継続学習 (CPD) の取組み (5点)</p> <table border="1" data-bbox="694 1299 925 1635"> <thead> <tr> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CPDの取得単位数</td> <td>50ユニット以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40ユニット以上50ユニット未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30ユニット以上40ユニット未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20ユニット以上30ユニット未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ユニット以上20ユニット未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ユニット未満</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・この評価項目では、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のいずれかが発行する継続学習制度 (CPD) に係る証明書により確認できる取得単位数のみ評価の対象とします。ただし、証明書は、証明日が開札日から起算して過去1年以内のものに限ります。</p> <p>・現在は、上記以外の団体による証明書は評価対象としていませんが、他の団体の講習会でもCPD単位の相互承認により単位数に認められる場合があります。詳しくは、上記団体のHPP等でご確認ください。</p> <p>④省略</p> <p>(4)省略</p> <p>(5) 地域貢献度の評価 (施工計画型、実績確認型、簡易実績型 (ただし、年間維持・冬期路面対策工事の契約実績を除く))</p> <p>①～②省略</p> <p>[工種が一般土木の場合] ※③-1、③-2の評価内容は簡易実績型の場合は省略します。</p> <p>③-1 省略</p> <p>[工種が舗装の場合]</p>	評価内容	評価基準	配点	CPDの取得単位数	50ユニット以上	5		40ユニット以上50ユニット未満	4		30ユニット以上40ユニット未満	3		20ユニット以上30ユニット未満	2		10ユニット以上20ユニット未満	1		10ユニット未満	0
評価内容	評価基準	配点																																									
CPDの取得単位数	50ユニット以上	5																																									
	40ユニット以上50ユニット未満	4																																									
	30ユニット以上40ユニット未満	3																																									
	20ユニット以上30ユニット未満	2																																									
	10ユニット以上20ユニット未満	1																																									
	10ユニット未満	0																																									
評価内容	評価基準	配点																																									
CPDの取得単位数	50ユニット以上	5																																									
	40ユニット以上50ユニット未満	4																																									
	30ユニット以上40ユニット未満	3																																									
	20ユニット以上30ユニット未満	2																																									
	10ユニット以上20ユニット未満	1																																									
	10ユニット未満	0																																									

③-2 冬期路面対策工事の契約実績 (10点)

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の冬期路面対策工事の契約実績	2回以上の契約実績あり	10
	契約実績あり	5
	契約実績なし	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が舗装の場合に設定します。
- ・評価対象は、公告日の前年度以前2か年度における愛媛県発注の冬期路面対策工事(年間維持工事の一部として冬期路面対策が含まれる場合において、冬期路面対策の出勤実績があるものを含む。)の契約実績になります。
- ・工期途中で、受注者側の申出により契約を解除したものは評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したもののについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

④省略  
3～4省略

③-2 冬期路面対策工事の契約実績 (10点)

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の冬期路面対策工事の契約実績	2回以上の契約実績あり	10
	契約実績あり	5
	契約実績なし	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が舗装の場合に設定します。
- ・評価対象は、公告日の前年度以前2か年度における愛媛県発注の冬期路面対策工事の契約実績になります。
- ・工期途中で、受注者側の申出により契約を解除したものは評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したもののについては、その期間にかかわらず評価対象とします。
- ・この評価項目は、契約実績を評価するものです。

④省略  
3～4省略

(平成30年4月～)

### 簡易型総合評価落札方式における留意事項

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められたことから、愛媛県では、平成18年9月から簡易型総合評価落札方式を導入しております。

簡易型総合評価落札方式の内訳は、設計金額1億円以上については、簡易な施工計画を求め「施工計画型」、設計金額3千万円以上1億円未満については、簡易な施工計画を求めない、より簡易な「実績確認型」（設計金額3千万円未満の工事については一部試行）、設計金額8百万円（建築工事は1千5百万円）以上3千万円未満については、入札参加者自らが各評価項目の得点を採点し、「実績確認型」をより簡素化した「簡易実績型」となっており、全部局の発注工事で実施しております。

については、入札に参加される皆さんの総合評価に対する理解を深めるとともに、よりよい提案を行っていただくため、提出資料作成の際の留意事項を取りまとめましたので、入札参加にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

### 記

#### I 簡易型総合評価落札方式の適用区分

簡易型総合評価落札方式の実施にあたっては、工事の規模に応じて、次の方式のいずれかを適用しています。

- ・施工計画型（簡易な施工計画の提出を求める）
  - ・実績確認型（簡易な施工計画の提出を求めない）
  - ・簡易実績型（実績確認型の評価項目をより簡素化したもの）
- なお、3つの方式の違いは、次のとおりです。

区 分	施工計画型		実績確認型		簡易実績型	
	設計金額1億円以上	設計金額1億円未満	設計金額1億円未満	設計金額3千万円未満	設計金額3千万円未満	設計金額8百万円以上
(1) 施工計画	○	○	○	○	○	○
(2) 企業の施工能力	○	○	○	○	○	○
(3) 配置予定技術者の	○	○	○	○	○	○
(4) 地理的要件	○	○	○	○	○	○
(5) 地域貢献度	○	○	○	○	○	○

※簡易実績型については、(5) 地域貢献度のうち、「年間維持工事、冬期路面対策工事」の評価項目を省略しています。

※工事の内容によっては、これによらない場合もありますので、個別の工事の入札公告でご確認ください。

※実績確認型である設計金額1億円以上の在来工法による建築耐震改修工事は、施工計画を求めないこと以外は、施工計画型と同じ評価基準を適用します。

#### II 評価の方法

簡易型総合評価落札方式における評価は、次に掲げる評価値をもって行います。

##### 1 評価値の算定方法

評価値の算定方法は、除算方式を採用しています。

評価値 = (基礎点 + 施工体制確認点 + 加算点) / 入札価格 (単位: 億円)  
求められる評価値は、小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとします。

- ・基礎点: 80点
- 入札参加資格を満たす場合に80点を与えます。
- ・施工体制確認点: 20点以内
- 品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性についてそれぞれ10点以内

- ・加算点: 施工計画型 20点以内  
(施工計画 10点、企業の施工能力 3.5点、配置予定技術者 3点、地理的要件 1.5点、地域貢献度 2点)  
実績確認型 10点以内  
(企業の施工能力 3.5点、配置予定技術者 3点、地理的要件 1.5点、地域貢献度 2点)  
簡易実績型 10点以内

##### ・入札価格

各入札参加者の入札価格 (税抜) を億円単位にします。

##### 2 加算点の計算

加算点の計算については、評価項目の配点合計がそれぞれの方式における加算点の満点となるように次の算式により換算します。なお、換算にあたっては、評価区分ごとに小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとします。

##### ・施工計画型の場合

- 加算点 = (入札参加者の施工計画の得点合計 / 施工計画の配点合計) × 10点
- + (入札参加者の企業の施工能力の得点合計 / 企業の施工能力の配点合計) × 3.5点
  - + (入札参加者の配置予定技術者の得点合計 / 配置予定技術者の配点合計) × 3点
  - + (入札参加者の地理的要件の得点合計 / 地理的要件の配点合計) × 1.5点
  - + (入札参加者の地域貢献度の得点合計 / 地域貢献度の配点合計) × 2点

##### ・実績確認型の場合

- 加算点 = (入札参加者の企業の施工能力の得点合計 / 企業の施工能力の配点合計) × 3.5点
- + (入札参加者の配置予定技術者の得点合計 / 配置予定技術者の配点合計) × 3点
  - + (入札参加者の地理的要件の得点合計 / 地理的要件の配点合計) × 1.5点
  - + (入札参加者の地域貢献度の得点合計 / 地域貢献度の配点合計) × 2点

##### ・簡易実績型の場合

- 加算点 = (入札参加者の各評価項目の得点合計 / 各評価項目の配点合計) × 10点

※簡易実績型の場合、入札参加者の各評価項目の得点は、入札参加者自らが評価した得点が前提となります。

3 施工体制確認点の計算  
 入札時提出いただいた施工体制確認書、開札後に提出いただいた施工体制確認に係る調査資料及び事情聴取等の結果により、施工体制確認項目（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）毎に10点、5点、0点、0点で採点します。

4 落札者の決定  
 予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とします。

III 評価区分及び評価項目の設定  
 評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型		実績確認型		簡易実績型
		選択	30	選択	30	
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択	30	選択	30	
	工程管理に係る技術的所見	選択	30	選択	30	
	品質管理に係る技術的所見	選択	30	選択	30	
	各種、類似工事の施工実績	選択	10	選択	10	
	工事成績評定点	必須	20	必須	20	
	優良工事表彰歴	必須	10	必須	10	
	ISOマネジメントシステム等の取組み	選択	5	必須	5	
	設備等施工体制	選択	5	選択	5	
	災害時の事業継続力	必須	5	選択	5	
	同種、類似工事の従事経験	選択	10	選択	10	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の保有する資格	選択	5	必須	5	
	経理等（CPD）の取組み	必須	5	必須	5	
	若手技術者等の育成	必須	5	選択	5	
	本・支店、営業所の有無	必須	15	必須	15	
	災害対応等の実績	必須	10	必須	10	
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5	必須	5	
	年間維持工事等の契約実績	必須	5	必須	5	
	冬期路面凍結工事の契約実績	必須	5	必須	5	
	県内下用業者の活用	選択	10	選択	10	
	合 計	必須	5	必須	5	
		215		125	65	

ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等をご確認ください。

IV 評価項目の評価

1 共通事項

総合評価は、提出された簡易型総合評価に係る資料の記載内容に基づき評価します。このため、記載誤りや記載漏れは、評価されない場合がありますので、十分確認のうえ提出してください。

なお、入札事務手続きの簡素化のため、評価項目である「工事成績評定点、優良工事表彰歴、本・支店、営業所の有無、災害対応等の実績」については、「愛媛県発注工事の入札後審査型一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）における入札参加資格証明手続き要領」に基づき入札参加資格証明書の写しを提出した場合は、該当する追加資料の提出を免除します。

2 個別事項

(1) 施工計画の評価（施工計画型のみ）

施工計画に関する評価項目は、以下の項目から工事の内容に応じて設定しますので、具体的な内容は個別の工事の入札公告における評価項目等をご確認ください。評価にあたっては、記載内容に基づき評価しますが、次のとおり、無効となる場合や評価対象とならない場合がありますのでご注意ください。

○無効となる場合

- ・様式注意事項に記載しているとおり、Word形式により、文字サイズ（10ポイント）や行間（固定値11ポイント）、ページ余白（上下、左右とも20mm）などの様式の設定を変更することなく作成、提出することを求めているが、その様式を変更して提出した場合。
- ・設計図書に定める仕様の範囲内での工夫を求めているが、定められた仕様を明らかに逸脱した提案があった場合。

○評価対象とならないもの

- ・提出可能な資料の枚数は、資料・図面を含めA4版で3ページ以内としているが、3ページを超える資料の提出があった場合の当該部分。
  - ・入札参加者自らが作成していないと認められる場合又は発注者の事情聴取を拒否した場合。
  - ・過大（オーバースペース）と判断される内容。
- なお、作成に当たっては、別紙「簡易型総合評価落札方式における施工計画評価に関する留意事項について」を参照してください。

①施工上配慮すべき事項（30点）

評価内容	評価基準	配点
施工上配慮すべき事項の適切性	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、工夫が見られる。	21～30
	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、やや工夫が見られる。	11～20
	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえており適切である。	0～10

②工程管理に係る技術的所見（30点）

評価内容	評価基準	配点
工事の実施手順	工事の実施手順が適切で、工期が大幅に短縮される。	21～30
及び工期設定の妥当性	工事の実施手順が適切で、工期がやや短縮される。	11～20
	工事の実施手順が適切で、各工種の期間設定が適切である。	0～10

③品質管理に係る技術的所見（30点）

評価内容	評価基準	配点
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。		21～30
品質の確認方法、管理方法が現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる。		11～20
品質の確認方法、管理方法が現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である。		0～10

(2) 企業の施工能力の評価(施工計画型、実績確認型のみ)

① 同種・類似工事の施工実績 (10点)

評価内容	評価基準	配点
過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	10
	類似工事の実績あり	5
	上記以外	0

- 同種・類似工事の具体的な内容については、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。
- 評価対象となる施工実績は、入札参加資格としての施工実績の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間に於ける元請としての施工実績であって、入札公告共通事項1(10)に規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事と認められるものを評価します。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。
- 愛媛県内における施工実績を求めている場合は、他県での施工実績は評価の対象となりませんが、愛媛県以外の発注機関による施工実績も評価の対象となります。(入札参加資格においても同様です。)
- 共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格としては出資比率が20%以上のものであれば認めています。総合評価においては評価の対象になりません。
- 契約金額は、最終契約金額を記入してください。なお、コリンズに登録されたもののうち、2,500万円未満の受注登録のみのものにあっても、最終契約金額が500万円以上でない場合は、施工実績として認めません。
- 入札公告共通事項1(10)に掲げるとおり、イ又はウに該当するもの以外の施工実績は、アに該当するものとして、コリンズに登録されたものでなければ施工実績として認められません。(ただし、工事の一部が完成して引渡しが行われている場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることとできる。)
- 追加資料として登録内容確認書又は工事カルテの写しを提出できる場合、当該資料では同種・類似工事の要件を満たすことが十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出してください。

② 工事成績評定点 (20点)

(施工計画型)

評価内容	評価基準	配点
【土木一式工事の場合】	80点以上	20
過去3か年度の工事成績評定点	79点	16
	78点	14
過去6か年度の工事成績評定点	77点	12
	76点	11
	75点	10
	75点未満	0

(実績確認型)

評価内容	評価基準	配点
【土木一式工事の場合】	80点以上	20
過去3か年度の工事成績評定点	78点以上80点未満	16
	76点以上78点未満	14
過去6か年度の工事成績評定点	74点以上76点未満	12
	72点以上74点未満	11
	70点以上72点未満	10
	70点未満	0

- 公告日の前年度以前3か年度又は6か年度内に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注工事のうち、個別の入札公告に掲げる格付け業種と同業種の工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位を四捨五入した整数)で評価します。なお、算定のものとなる工事成績評定点も、完成検査時の評価によるものとし、その後成績の変更にあったものでも、変更前のものによるものとします。
- 「愛媛県土木部及び農林水産部発注工事」には、地方局・支局・土木事務所といたった地方機関の発注工事を含みます。
- 特定共同企業体としての工事成績評定点は、代表者を含む全ての構成員において、平均点の算定に加味してください。
- 工事成績評定対象については、土木一式工事は3か年度(港湾・海上工事及びP.C橋上級工事については、6か年度)、土木一式工事以外は6か年度とします。

③ 優良工事表彰歴 (10点)

評価内容	評価基準	配点
土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	10
	知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	5
	表彰なし	0

- この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式の場合に設定します。
- 評価の対象となる表彰は、「愛媛県優良建設工事知事表彰」と「国土交通省四国地方整備局優良工事局長表彰」のみです。四国地方整備局における安全工事や優秀貢献工事、事務所長表彰や他の地方整備局の表彰は対象になりません。
- 「過去5か年度」とは、公告日の前年度以前5か年度であり、工事の施工年度ではなく表彰状の受領年度によりります。
- 表彰を受けた工事の種類は土木一式工事に限りります。
- 特定共同企業体としての表彰は、代表者を含む全ての構成員の表彰歴として評価します。

④ ISOマネジメントシステム等の取組み (5点)

評価内容	評価基準	配点
県内事業所におけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズを取得	ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズを取得	5
	ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズを取得	4
	ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズのみを取得	3
	いずれも取得なし	2
		0

- 愛媛県内にある事業所(発注工事の工種に係る建設業法上の営業所に限る。)において認証取得し、開札日において有効であるマネジメントシステム等を評価します。
- 認証機関が発行する証明書等により認証取得が確認できる内容を記載してください。

⑤ 設備等施工体制 (5点)

(鋼橋・P.C橋・水門樋門工事等で工場製作を伴う場合)

評価内容	評価基準	配点
製作工場の有無	県内にあり	5
	県内になし	0

- この評価項目は、その工事の内容が鋼橋・P.C橋・水門樋門・荷役機械・浮床橋工事等で工場製作を伴う場合に設定します。

〔作業船を用いる海上工事の場合〕

評価内容		評価基準	記点
所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は使用する主作業船を当該工事で使用	上記以外	5
			0

この評価項目は、その工事内容が主作業船を用いる海上工事の場合に設定します。共同所有の場合は、当該作業船の所有比率が50%以上である場合に限り評価します。なお、共同所有者に子会社等を含む場合は、子会社等の所有比率に自社の子会社に対する出資比率を乗じた率を、自社の所有比率に加えたものを所有比率として判断します。

共同所有の提出は、追加資料の提出時に、所有比率や出資比率を確認できるものを併せて提出してください。  
 「所有する主作業船を当該工事で使用」とは、発注者が設定した能力未満の主作業船で施工できる場合に評価します。

この場合については、当該工事について当該船舶で施工が可能であることがわかる資料（任意様式）を作成して、追加資料に添付して提出してください。  
 「主作業船」とは、次に該当するものをいいます。

- ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、バーミアンローダー浚渫船、起重機船、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船、深層混合処理船、サンドドレーン船、サンドコンパクション船、ガッツ船、ガッツトパージ、土運船

（「主作業船」に該当しないもの）

揚錨船、引船、押船、交通船、潜水士船、台船  
 使用するものとしていた主作業船を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。

所有を証する書類（記載した船舶は、自ら所有するものであり、かつ、求める能力を満たすことを確認できるものであること）  
 固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、船舶検査証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し  
 規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

〔法面工事の場合〕

評価内容		評価基準	記点
所有する法面工事主要機械の使用	所有する法面工事主要機械を当該工事で使用	上記以外	5
			0

この評価項目は、その主たる工事内容が法面工事主要機械を使用する場合に設定します。

「法面工事主要機械」とは、次に該当するものをいいます。

- モルタルコンクリート吹付機（法面用）
- ボーリングマシン

※ボーリングマシンは、法面アンカー工を対象とするものであり、レッジハンマ、ドリフタ（ガイドセルを含む）等の削岩機は含みません。

共同所有又はリースの場合は、評価対象にはなりません。  
 所有する法面工事主要機械を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。

所有を証する書類（自ら所有することを確認できるものであること）  
 固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書のいずれかの写し  
 規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

〔アスファルト舗装工事の場合〕

評価内容		評価基準	記点
所有するアスファルトフィニッシャーの使用	所有するアスファルトフィニッシャーを当該工事で使用	上記以外	5
			0

この評価項目は、その主たる工事内容がアスファルトフィニッシャーを使用する場合に設定します。

共同所有又はリースの場合は、評価対象にはなりません。  
 所有するアスファルトフィニッシャーを当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。  
 所有を証する書類（自ら所有することを確認できるものであること）  
 固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し  
 規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

〔工種が土木一式における一般土木の場合〕

評価内容		評価基準	記点
掘削系建設機械の所有の有無	掘削系建設機械を所有	上記以外	5
			0

この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式における一般土木の場合に設定します。ただし、鋼橋・PC橋・水門樋門工事で工場製作を併用する場合に、県内における工場製作の有無を評価する場合は設定しない。

「掘削系建設機械」とは、次に該当するものをいいます。  
 ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバ）のアタッチメントを有するもの、ブルドーザー（自重3t以上）、トラクターショベル（バケット容量0.4m<sup>3</sup>以上）  
 当該工事での使用に関係なく、開札日において所有又は長期リース契約（1年以上）の場合に評価し、共同所有の場合は、評価対象にはなりません。  
 所有を証する書類（自ら所有又はリースしていることを確認できるものであること）

固定（減価償却）資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書又はリース契約書のいずれかの写し  
 規格・能力が不明な場合の追加資料（カタログ、仕様書、写真等）

⑥災害時の事業継続力

評価内容		評価基準	記点
災害時の事業継続計画（BCP）の認定の有無	四国建設業BCP等審査又はえひめ建設業BCP等審査会の認定あり	認定なし	5
			0

この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式でA等級又はB等級対象工事の場合に設定します。

「四国建設業BCP等審査会」又は「えひめ建設業BCP等審査会」で認定され、開札日において有効である災害時の事業継続計画（BCP）を評価します。

(3) 配置予定技術者の評価 (施工計画型、実績確認型、簡易実績型)

配置予定技術者の評価にあたっては、配置予定技術者が複数申請されている場合は、以下の評価項目における得点の合計点が最も低い者が評価します。

① 同種・類似工事の従事経験 (10点)

評価内容	評価基準	配点
過去15年間の主任 (監理) 技術者としての同種・類似工事の従事経験	同種工事の従事経験あり	10
	類似工事の従事経験あり	5
	上記以外	0

・同種・類似工事の具体的な内容については、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。

・評価対象となる従事経験は、入札参加資格としての従事経験の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間に於ける元請として施工した工事における従事経験であって、入札公告共通事項1(11)イに規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事での従事経験と認められるものを評価します。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。

・愛媛県内における従事経験を求めている場合は、他県での従事経験は評価の対象となりませんが、愛媛県以外の発注機関による従事経験も評価の対象となります。(入札参加資格においても同様に) また、以前の勤務先における従事経験であっても、確認できるものであれば評価の対象となります。

・共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格としては出資比率が20%以上のものであれば認められますが、総合評価においては評価の対象なりません。

・契約金額は、最終契約金額を記入してください。なお、コリンズに登録されたもののうち、2,500万円未満の受注登録のみのものにあっても、最終契約金額が500万円以上でない場合は、従事経験として認めません。

・入札公告共通事項1(11)イに掲げるとおり、同(10)イ又はウに該当するもの以外の工事における従事経験は、アに該当するものとして、コリンズに登録されたものでなければ従事経験として認めません。(入札参加資格においても同様です。)

・追加資料として登録内容確認書又は工事カルデの写しを提出する場合、当該資料では同種・類似工事の要件を満たすことが十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出してください。

② 主任 (監理) 技術者の保有する資格 (5点)

(施工計画型)

評価内容	評価基準	配点
保有する資格の有無	監理技術者になれる資格 (実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	5
	上記以外	0

(実績確認型、簡易実績型)

評価内容	評価基準	配点
保有する資格の有無	監理技術者になれる資格 (実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	5
	主任技術者になれる資格 (実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	3
	上記以外	0

・この評価項目は、建設業法に基づき、監理技術者・主任技術者になれる資格 (当該工事の許可業種に係るもの) の取得を評価するものであり、入札参加資格とは別に、実務経験や国土交通大臣特別認定などにより主任 (監理) 技術者の資格を有している場合は、評価の対象になりません。

・「監理技術者になれる資格」については、配置予定技術者が監理技術者になり得る国家資格等に加え、監理技術者資格者証 (当該工事の許可業種に係るもの) 及び監理技術者講習修了証 (監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要) を有する場合のみ、評価の対象となります。

③ 継続学習 (CPD) の取組み (5点)

評価内容	評価基準	配点
CPDの取得単位数	50ユニット以上	5
	40ユニット以上50ユニット未満	4
	30ユニット以上40ユニット未満	3
	20ユニット以上30ユニット未満	2
	10ユニット以上20ユニット未満	1
	10ユニット未満	0

・この評価項目では、(一社) 全国土木施工管理技士会連合会、(公社) 日本技術士会、(公社) 日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のいずれれかが発行する継続学習制度 (CPD) に係る証明書により確認できる取得単位数のみ評価の対象とします。ただし、証明書は、証明日が開札日から起算して過去1年以内のものに限ります。

・証明書の証明日から起算して過去5年間に取得した単位の累計を評価します。現在は、上記以外の団体による証明書は評価対象としていませんが、他の団体の講習会でもCPD単位の相互承認により単位数に認められる場合があります。詳しくは、上記団体のHP等でご確認ください。

④ 若手技術者等の育成

評価内容	評価基準	配点
若手技術者等 (35歳未満) の現場への配置	30歳未満を相当技術者として配置	5
	35歳未満を相当技術者として配置	4
	30歳未満を現場代理人として配置	2
	35歳未満を現場代理人として配置	1
	上記以外	0

・この評価項目は、発注する工事がA等級対象工事の場合に設定します。開札日において35歳未満の者が加算対象となります。

・担当技術者及び現場代理人の重複配点はありせん。

・当該工事で配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等 (担当技術者又は現場代理人) を配置できなくなった場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。

(4) 地理的要件の評価 (施工計画型、実績確認型、簡易実績型)

① 本・支店、営業所の有無 (15点又は10点)

(施工計画型)

評価内容	評価基準	配点 (本・支店)	配点 (その他)
同一市町内 (管内) での有無	同一市町内にあり	15	10
	旧地方局管内にあり	10	7
	現地方局管内にあり	5	3
	上記以外	0	0

(実績確認型、簡易実績型)

評価内容	評価基準	配点 (本・支店)	配点 (その他)
同一市町内 (管内) での有無	同一市町内にあり	15	10
	旧地方局管内にあり	8	5
	上記以外	0	0



- この項目は、入札参加資格における地理的要件等の設定に伴い変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等をご確認ください。(地理的要件の区分については、別表「地理的要件における区分の状況」をご確認ください。)
- 土木一式工事の場合は15点満点、その他の工事の場合は10点満点となります。

(5) 地域貢献度の評価 (施工計画型、実績確認型、簡易実績型 (ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績を除く))

① 災害対応等の実績 (10点)

評価内容	評価基準	配点
過去5か年度の災害協定等に基づく応急対応業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績	次の①～③までの全ての実績あり ①応急対応業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績 次の①～③までのいずれかの実績あり ①応急対応業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績 上記以外	10  5  0

この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式・建築一式・舗装工事の場合に設定します。

- この評価項目は、次に掲げる活動等の実績を評価するものです。
  - 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前5か年度における応急対応業務の実績
  - 家畜伝染病発生時における建設業者の支援活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前5か年度における支援活動業務の実績
  - 災害時に愛媛県内の市町において災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じた、災害ボランティア (無償のものに限る。 (ただし、作業に要する消耗品等の現物支給を除く。)) として参加した、公告日の前年度以前5か年度における実績
  - 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における訓練パトロール (当該発注工事の工種に係るものに限る。 ) への参加実績
- 現時点で協定を結んでいる団体は、災害協定については (一社) 愛媛県建設業協会と愛媛県建設業団体連合会の2団体、家畜伝染病発生時における支援活動協定については (一社) 愛媛県建設業協会の1団体です。
- 災害ボランティア活動の実績については、追加資料として提出する実績調査の証明書は、市町又は市町の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめた建設関係団体でも構いません。また、提出する実績調査は写しで結構です。
- 災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、訓練パトロール実施の際に県が確認している内容と相違がないか確認します。
- 災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、公告日の前年度以前2か年度のいずれかの年度にも1回以上の参加実績がある場合にのみ評価することとしております。したがって、過去2か年度のいずれか一方の年度のみに参加していただき、実績がない場合は、その年度に複数の実績があった場合でも評価しません。また、いずれかの年度にも参加実績があるにもかかわらず、いずれか一方の年度のみ参加実績しか記載がない場合も評価しません。
- 災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、大規模災害時における応急

業務施工者に該当しなくなった場合は評価は評価しませんので十分にご確認ください。

② 公共土木施設愛護事業への参加実績 (5点)

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の公共土木施設愛護事業への参加実績	5回以上の参加実績あり 5回未満の参加実績あり 参加実績なし	5 3 0

この評価項目は、公告日の前年度以前2か年度における次に掲げる活動への参加実績を評価するものです。

- 愛リバー
  - 愛ビーチ
  - 愛ロード
- 参加実績は、認定団体が各地方局建設部・土木事務所に提出している実績報告書等報告の内容と相違がないか確認します。
  - 評価する各活動への参加人数の制限は、現時点ではありません。

【工種が一般土木の場合】※③-1、③-2の評価内容は簡易実績型の場合は省略します。

③-1 年間維持工事等の契約実績 (10点)

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	2回以上の契約実績あり 契約実績あり 契約実績なし	10 5 0

- この評価項目は、発注する工事の工種が一般土木の場合に設定します。
- 評価対象となる年間維持工事等の契約実績は、公告日の前年度以前2か年度における愛媛県発注の年間維持工事 (道路・河川施設・砂防施設・海岸施設を対象とした土木一式工事であって、異常気象時のパトロールを含むものに限る。 ) 又は冬期路面対策工事の契約実績になります。
- 工期途中で、受注者側の申出により契約を解除したものは、評価対象になりません。また、当初契約の解除等により年度途中で契約したのものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

【協同組合が一括受注した年間維持工事における下請契約実績について】

- 協同組合が一括受注した年間維持工事における下請契約実績 (出勤実績があるもの) については、年度当初に年間契約したものを評価対象とします。
  - 単年度に複数回下請契約実績がある場合は、当該年度の下請契約実績は1回とします。
- 【共同企業体が受注した年間維持工事における実績について】
- 共同企業体が一括受注した年間維持工事については、出勤実績がある代表者及び構成員のみが評価対象となります。

【工種が舗装の場合】

③-2 冬期路面対策工事の契約実績 (10点)

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の冬期路面対策工事の契約実績	2回以上の契約実績あり 契約実績あり 契約実績なし	10 5 0

- この評価項目は、発注する工事の工種が舗装の場合に設定します。
- 評価対象は、公告日の前年度以前2か年度における愛媛県発注の冬期路面対策工事 (年間維持工事の一部として冬期路面対策が含まれる場合において、冬期路面対策の出勤実績があるものを含む。 ) の契約実績になります。
- 工期途中で、受注者側の申出により契約を解除したものは評価対象になりませ

ん。また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものであるものについては、その期間にかかわらず評価対象とします。

④ 県内下請業者の活用 (5点) [27年度から]

評価内容	評価基準	配点
一次下請を含む施工体制の計画	全ての一次下請業者が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する以上	5
	上記以外	0

- 建設業法第2条第4項に規定する下請負契約において、一次下請負契約の締結時に県内に本店を有する業者を評価します。
- 全ての一次下請業者が県内に本店を有する業者に発注予定又は県内に本店を有する元請業者が自ら施工する場合に評価します。
- 元請業者が県外に本店を有する場合も全ての一次下請負契約が県内に本店を有する業者の場合に評価します。
- 二次下請以降は評価対象になりません。
- 評価対象は、建設工事の請負契約における一次下請業者であり、測量、警備、資材納入、運搬等のみの契約業者は評価対象になりません。
- 一次下請業者のうち一社でも県内業者でない者があれば評価しません。
- 入札時にあらかじめ一次下請業者を決めておく必要はありませんが、予定ありと評価された場合には履行義務があります。
- 評価された場合は、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書及び現場監督業務等において履行確認を行います。なお、確認できない場合には追加で確認できる資料を求めることがあります。
- 当該工事で県外業者を使用しなければならなかった場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。ただし、発注者の都合による設計変更の追加工事は、工事成績評定点の減点対象外とします。

3 評価値の疑義照会等について (施工計画型、実績確認型のみ)

県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領に基づく評価値の疑義照会等については、次のとおりです。

- 総合評価の採点后 (低入札の場合は施工体制確認後)、評価値算出表を入札情報公開システムにより速やかに公表します。(紙入札の場合は別途入札公告による。) なお、施工計画型は意見聴取前に「施工計画得点」以外について、評価値算出表の「施工計画得点合計」、「加算点」、「評価値」、「加算点順位」、「評価値順位」欄は「審査中」と記載して疑義照会を行います。
- 入札参加者は、公表された日から起算して2日以内 (愛媛県の休日を定める条例 (平成元年3月22日条例第3号) 第1条に規定する県の休日を除き、最終日は午後5時まで) に持参又はFAXにより疑義照会ができるものとし、照会に対して回答が必要な場合は速やかに行います。(要領に様式を規定)
- 入札が無効となった者の評価値は公表しません。
- 評価値を修正した場合は、修正した評価値算出表を再度公表し、②と同様に疑義照会期間を設けます。
- 疑義照会については、事前に提出した資料に基づく自らの評価点 (施工計画項目を除く) に係る疑義のみ受け付け、事前資料の記載ミスや他業者の評価点に対する疑義については、一切受け付けません。
- 契約締結後、疑義照会を経た最終の評価値算出表を入札結果一覧表とともに公表します。
- 簡易実績型の場合は、評価値算出表は公表しますが、評価値の疑義照会は実施しません。

4 簡易実績型の留意事項について

設計金額8百万円 (建築工事は1500万円) 以上3千万円未満の建設工事のうち、「実績確認型」で実施する工事を除き、入札参加者自らが各評価項目の得点を自己採点し、「実績確認型」をより簡素化した「簡易実績型」の総合評価落札方式を全部局発注工事で実施しています。

【留意事項】

- 「簡易実績型」では、入札参加者自らが各評価項目の得点を自己採点し、事前資料提出時点で評価値1位の者を事後審査する「自己採点方式」で評価します。
- 評価項目については、「愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領」様式7-1又は様式7-2 (以下「様式」という。) に定める評価項目を基本とします。(ただし、評価項目については、工事案件に応じて変更する場合があります。)
- 事前提出資料については、入札公告に記載するとおりです。
- 様式について、入札参加者自ら入札金額 (税抜、単位：円) 及び各評価項目の得点を入札者記載欄に記載します。
- ④を入力後、評価値等が自動計算 (発注者で設定) されますが、入札参加者においても確認をお願いします。
- 様式の入札金額が入札書と違っている場合は、県で入札書の金額に訂正します。
- 様式の提出時点で評価値1位の者を事後審査した結果、得点の記載間違いがある場合は県で訂正し (ただし、過大評価の場合に限り訂正し、過小評価の場合は訂正しない。)、訂正後の得点で評価します。訂正後の得点においても評価値1位の者を事後審査します。そのまま落札候補者となりますが、逆転する場合は評価値2位の者を事後審査します。
- 様式の提出が無い場合や該当工事の添付資料として、他の工事に係る様式を添付した場合は無効となりますので、十分注意してください。
- 「自己採点方式」であるため、評価値の疑義照会は実施しません。
- 自己採点の得点については、様式の提出時点で評価値1位の者に限って事後審査により県で確認しますが、入札参加者においても信義に従った採点をお願いします。